

2020年6月12日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 市原 あかね

新型コロナウイルス対策としての学生支援の要望（その2）

2020/4/15 付けて提出している申入れに加え、改めて下記の事項について申し入れますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

記

1. 本学独自の給付型奨学金を創設すること。

本学 HP にも掲載されている「学生支援緊急給付金」は、大いに歓迎されます。しかしながら、日本学生支援機構が行う同給付事業は、現実には希望者全員が受給できない可能性があります。本学独自に貸与型の緊急学生支援金が創設されましたが、十分であるとは言えません。新たに本学独自の給付型奨学金等の金銭給付制度の創設をお願いします。

2. 授業料免除の拡充を行うこと。

今年度より授業料免除の基準が厳しく変更になり、家計の状況が昨年度と同じ（新型コロナウイルス発生以後は悪化している）にも拘わらず、免除を受けられない、または免除金額が減額になる学生が出ています。個々の学生の経済状況によらず、全ての学生が引き続き修学できるよう、授業料免除の拡充をお願いします。

3. アルバイトの斡旋、提供を行うこと。

アルバイト収入の減収のために生活が困窮し退学を考えている学生がいます。そこで、上記2点に加え、大学としても、学内外におけるアルバイト等を提供、斡旋することによる支援をお願いします。

4. 遠隔授業の受講に起因する費用を支給すること。

遠隔授業を受講するに当たり、学生は予定外の費用を負担する事態となっています（ネットワーク環境の整備、水道光熱費、資料の印刷代等）。これらの費用について大学が負担する仕組みを作るようお願いします。

受講に必要な通信環境の整備に充ててもらうため、一律で支援金を支給する大学が増えていきますし、印刷代として、学生が全国のコンビニエンスストアで資料等を印刷できるネットプリントサービスの提供を始めた大学もあります。

5. 対面授業への出席については学生の希望に配慮すること。

第2クォーターから対面授業を一部再開する方針が示されましたが、学生からは対面授業の再開を不安視する声が聞こえています。（対面授業として開講される授業であっても）授業を対面で受講するか否かについては、担当教員と相談し、学生の事情に配慮するようお願いします。

また、対面授業の一部再開にあわせて、6月5日までに通学時の住所に戻ることを命じる通知が出されました。しかし、個々の学生の事情（経済的事情、身体的・精神的な健康面等）への配慮は必要です。住居の移動については、個々の学生の授業への出席方法を考慮するようお願いします。

6. 相談窓口を設置すること。

新型コロナウイルスへの感染に加え、先行きが見通せず不確定要素の多い環境のなかで学生はストレスフルな日常を過ごしています。授業以外の、生活面、身体的・精神的な健康面等も含め、いつでも相談できる窓口を設置して学生を支援するようお願いします。

以上